

とうきょうとげすいどうきょくしよむきてい しょうわさんじゅうななねんしがつついたちげすいどうきょくかんりきていだいさんごう ばっすい  
東京都下水道局処務規程（昭和三十七年四月一日下水道局管理規程第三号）抜粋

しょうがい りゆう さべつ きんし  
(障害を理由とする差別の禁止)

だいろくじゅうよんじょう に しょくいん じむまた じぎょう おこな あ しょうがい りゆう  
第六十四条の二 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、

しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの ふとう さべつてき とりあつか  
障害者と障害者でない者とを不当に差別的な取扱いをすることにより、障害者の

けんりりえき しんがい  
権利利益を侵害してはならない。

2 しょくいん じむまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき しょうがい  
2 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁（障害

りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせいにじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう だいにじょう  
を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条

だいにごう きてい しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい  
第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去を必要としている旨の意思の表明が

ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しゃかいてきしょうへき  
あつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、その社会的障壁の

じよきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ  
除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。